

答弁書第一号

内閣参質一九六第一号

平成三十年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員山本太郎君提出安倍首相の憲法改正の必要性を述べた答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員山本太郎君提出安倍首相の憲法改正の必要性を述べた答弁に関する質問に対する答弁書

一から十までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、憲法は、主権者たる国民の意思に基づき国家の統治組織の基本をはじめ国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障することにその基本的な役割がある根本規範であるところ、国の在り方や理想を示すものでもあると考えており、御指摘の答弁は、憲法第六十七条の規定に基づき国会議員の中から指名された安倍内閣総理大臣が、この趣旨を述べるとともに、未来を見据えた国創りを行うため、各党が憲法の具体的な改正案を国会に持ち寄り、各議院に設けられた憲法審査会において、議論を深め、前に進めていくことを期待している旨を述べたものである。

